

下野市民憲章(案)及び下野市行政改革大綱(案)に関する パブリックコメントについて(意見募集)

パブリック コメント とは

市が、政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民等に公表し、これに対し提出された意見・情報を十分考慮して最終的な意思決定をするとともに、提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいいます。

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理したうえで、住所・氏名等の個人情報を除き、後日、意見の募集結果として公表させていただきます。なお、個々のご意見に対して、直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

下野市民憲章(案)に関するパブリックコメント

下野市は、将来像を「思いやりと交流で創る 新生文化都市」と掲げて、新たにスタートしました。

市では、「下野市民憲章制定委員会」を設け、市民の皆さんの規範となる市民憲章の制定に向けて検討を進めています。市民委員が参加した「市民憲章制定委員会」は、平成18年9月から市民憲章草案の検討を重ね、下野市民憲章(案)を作成しましたが、市民の皆さんの規範となるものだけに、多くの市民の皆さんのご意見をお聞きしながら最終案をまとめることにしています。皆さんから寄せられたご意見は、「市民憲章制定委員会」で検討する貴重な資料とさせていただきます。市民の皆さんのご意見をお待ちしています。

1. 公表する資料

下野市民憲章について

2. 資料の閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 文書閲覧

総務課総務係(国分寺庁舎2階)
石橋庁舎市民相談室(市民課窓口南側)
南河内庁舎市民相談室(市民課窓口南側)
閲覧時間は土日祝日を除く午前8時30分~午後5時

3. 意見の募集期限

平成19年1月19日(金)
郵送の場合は1月19日(金)消印有効

4. 意見の提出方法

意見等記入用紙に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

郵 送 〒329-0492 下野市小金井1127
下野市役所総務課あて

F A X 40-5572

Eメール soumu@city.shimotsuke.lg.jp

直接持参 総務課総務係(国分寺庁舎2階)

様式は問いませんが、ご意見をお寄せいただく際には、氏名()住所()性別、年齢、電話番号を記載してください。(は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受付できません。)

問い合わせ先

総務課総務係 ☎40-5551

下野市行政改革大綱(案)に関するパブリックコメント

市では、平成18年4月に「行政改革大綱策定方針」を定め、行財政運営の合理化・スリム化と市民と行政の協働の喚起を図るため行政改革に着手しており、その指針となる行政改革大綱の策定を進めています。

これまでに公募委員を含めた10名の「行政改革推進委員会」において本大綱にかかる意見・提言をいただき、この度、案がまとまりましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

1. 公表する資料

下野市行政改革大綱(案)

2. 資料の閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 文書閲覧

企画財政課企画係(国分寺庁舎2階)
石橋庁舎市民相談室(市民課窓口南側)
南河内庁舎市民相談室(市民課窓口南側)
閲覧時間は土日祝日を除く午前8時30分~午後5時

3. 意見の募集期間

平成19年1月15日(月)~2月9日(金) 郵送の場合は2月9日(金)消印有効

4. 意見の提出方法

意見等記入用紙に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

郵 送 〒329-0492 下野市小金井1127 下野市役所企画財政課あて

F A X 40-5572

Eメール kikakuzaisei@city.shimotsuke.lg.jp

直接持参 企画財政課企画係(国分寺庁舎2階)

様式は問いませんが、ご意見をお寄せいただく際には、氏名()住所()性別、年齢、電話番号を記載してください。(は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受付できません。)

行政改革 とは

市民サービスの一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方について見直しを行うとともに、財政運営の適正化や効率化を図ることです。

問い合わせ先

企画財政課企画係 ☎40-5552